

エヌエヌ生命 プレミアレポート

「経営者保証に関するガイドライン」活用のための対策

■ 「経営者保証に関するガイドライン」とは

中小企業が金融機関から資金調達を行う場合、一般的には経営者の個人保証が必須条件になっています。しかし、この個人保証については、思い切った事業展開や早期事業再生を阻害する要因になっているなど様々な問題があります。そのような問題を解決するために、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会などによって策定されたのが「経営者保証に関するガイドライン」です。

このガイドラインでは、経営者保証に依存しない融資の促進へ向けて、経営者保証における合理的な保証契約の在り方などが示されており、法的拘束力はないものの、主たる債務者（中小企業）、保証人（経営者等）および対象債権者（金融機関）によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されています。

■ 事業承継のタイミングで経営者の個人保証を解消する事例も

本ガイドラインは、平成26年2月1日から適用になっているものの、現実には多くの中小企業においてハードルが非常に高く、経営者の個人保証が不要になるケースは極めて少ないといえます。

しかし、国内企業の新陳代謝を促し、日本経済の活性化を図るためには避けて通れないテーマであり、徐々にそのハードルは低くなっていくことは確実です。某地銀関係者からの話では、事業承継時に経営者の個人保証を解消する事例も少しずつ出てきており、将来、経営者の個人保証が伴わない資金調達が一般化する可能性は十分にあります。

■ 注目される資金調達方法

本ガイドラインでも、経営者の個人保証を必要としない融資手法の一つとして示されており、最近注目をされているのがABL*です。ABLとは、在庫や売掛金等の流動資産を担保とした資金調達方法で、担保になる不動産などの資産が乏しい中小企業においては、利用価値のある資金調達手段です。まだ一般的な融資手法とはいええないものの、金融庁も積極的な活用を推進しており、今後の動向に注目が必要です。

*ABL=Asset Based Lending（動産・売掛金担保融資）

■ ガイドラインの活用に向けて必要な準備とは

本ガイドラインの中には、主たる債務者（中小企業）および保証人（経営者など）に対して、次のような対応に努めることを求めています。

① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

法人の業務、経理、資産所有等に関し、法人と経営者の関係を明確に区分・分離し、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付など）を社会通念上適切な範囲を超えないものとする体制を整備するなど、適切な運用を図ることを通じて、法人個人の一体性の解消に努める。

② 財務基盤の強化

事業に必要な資金を円滑に調達するために、主たる債務者（中小企業）は、財務状況および経営成績の改善を通じた返済能力の向上などにより信用力を強化する。

③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示などによる経営の透明性確保

主たる債務者（中小企業）は、資産負債の状況（経営者のものを含む）、事業計画や業績見通しおよびその進捗状況などに関する対象債権者（金融機関）からの情報開示要請に対して、正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を開示・説明することにより、経営の透明性を確保する。

上記を踏まえ、準備できることは次のとおりです。

【経営者保証に関するガイドラインの活用に必要な準備】

金融機関の取組み状況の情報収集	▶	ガイドライン活用事例（件数、条件）の聴取など
法人と経営者の区分・分離	▶	法人と経営者の借入金・貸付金などの解消など
財務基盤の強化	▶	自己資本比率30%超、借入返済余力あるキャッシュフローの確保など
情報開示体制の整備	▶	事業計画書の作成と業績報告などの定例化（外部専門家など活用）

「経営者保証に関するガイドライン」の詳細は、下記サイトをご参照ください。

日本商工会議所HP

<http://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

著者



川原 寿（かわはら ひさし）

株式会社エヌエムイーパートナーズ 代表取締役
経済産業大臣登録 中小企業診断士

2007年金融実務経験を活かし経営コンサルタントとして独立。現在、顧問先を中心に、「資金繰りの安定化」「経営の安定化」を図るべく中小企業の経営コンサルティングに取り組んでいる。